別紙

産業廃棄物処理施設の設置に係る規制対象法令一覧

法令名	規制の基準・概要	諸手続名およびその概要	該当性の有無 諸手続の要否	備考
三重県生活環境の保全に関する条例	一般粉塵に関する指定施設 ２ ベルト幅50ｃｍ以上 16　原動機の定格出力5ｋｗ以上	粉塵に関する指定施設 ２　チップの用に供するベルトコンベア（密閉式の者を除く） １６　チッパー及び砕木機	破砕機の原動機の定格出力は75ｋｗのため、施設使用前検査までに届出が必要	
三重県生活環境の保全に関する条例	騒音値 60dB (敷地境界) 原動機の定格出力 2.25ｋｗ以上	騒音に係る指定施設 ２７　木材の加工の用に供するチッパー	破砕機の原動機の定格出力は75ｋｗのため、施設使用前検査までに届出が必要	
三重県生活環境の保全に関する条例	振動値 65dB (敷地境界) 原動機の定格出力 2.25ｋｗ以上	振動に係る指定施設 １５　木材の加工の用に供するチッパー	破砕機の原動機の定格出力は75ｋｗのため、施設使用前検査までに届出が必要	
津市水道水源保護条例	水道水源保護地域内での、浄化槽を経由しない雨水以外の排水の放流は禁止	―	該当なし 破砕施設は建屋内に設置される。また浄化槽を経由しない雨水以外の排水がないため	
津市消防予防条例	指定数量 繊維くず　１ｔ 紙くず　１ｔ 木くず　10㎥ 合成樹脂類　３ｔ	指定可燃物取り扱い開始の届出 指定可燃物の指定数量(紙くず､木くず、繊維くずの場合は指定数量の5倍)を超える保管をする前に届出	保管開始までに手続きを要する	
都市計画法	都市計画区域外における開発行為において、土地の区画形質の変更を伴う場合	都市計画法に基づく開発許可申請 (開発面積が3000㎡以上) 津市開発事業に関する指導要綱に基づく手続	土地の区画形質の変更を伴う工事をする場合開発面積が3000㎡未満なので、指導要綱に基づく手続が必要	
建築基準法	建築物を新築する場合	建築確認申請～完成検査	必要	
不動産登記法	事業計画地の所有権を購入する場合 建物が完成したとき	土地の売買による所有権移転登記 建物表題登記及び所有権保存登記	事業計画について合意形成ができた時点で手続きを実施する。	